

東京学芸大学学校図書館運営専門委員会司書部会
東京都立高等学校学校司書会
学校図書館問題研究会 東京支部
2020年9月27日(日)
@Zoom

緊急学習会 「学校図書館と著作権」

前東京学芸大学附属世田谷中学校 音楽科教諭
原口 直



自己紹介

- 声楽・合唱・和太鼓
- 芸能事務所マネジメント部門
- 東京都 公立中学校 4年半
- 東京学芸大学附属世田谷中学校 4年目

「一歩先ゆく音楽教育」 YouTube・サイト運営・出版等

孤独で多忙な、音楽の先生へ
音楽の先生を目指す大学生へ

- ウェブサイト、講演、書籍
- オンライン指導
学習指導案・模擬授業
- YouTubeチャンネル（現在77本）
学習指導要領・オンライン授業…
キャラ作り・ストレス・お金…
オンライン講義に採用

東京学芸大学・大阪教育大学
国立音楽大学・明星大学



中学校の現状

現行の中学校音楽科の学習指導要領
2(7)

各学年の「A表現」および「B鑑賞」の指導に当たっては、
次のとおり取り扱うこと。

ウ 音楽に関する知的財産権について、
必要に応じて触れるようにすること。

新登場！

知的財産・・・美術科、技術科
情報・・・・・・・・全教科

中学校音楽科の教科書

- ・ 著作権法
- ・ 配信・記録・許諾
- ・ 楽譜の複製
- ・ 生み出される仕組み

特集 ルールを守って音楽を楽しもう!

「こんな曲が流行りだして、いい曲があるのっていいですね?」
自由に使えますか?

多くの人が楽しむことができる曲は、「著作権法」によって守られています。でも、みんなが自由に作った曲があるはずで、それは、作った人の自由や権利によって守られています。だから、みんなが自由に楽しむことができる曲は、みんなの自由や権利を守って作られています。

ところで、音楽を利用して楽しむときに、著作権ルールを守る必要があります。著作権者や権利者から許可を得る必要があり、著作権という権利が守られています。つまり、

「作品を使う権利、それをつくった人が持っている」

ということです。さらに著作権法は、音楽などを利用するときには「著作権者」に許可をもらって利用する必要があります。

「他の人がそれを利用するときには、許諾を得る」

ということです。

音楽やCDが生み出される仕組みの例

作曲家が曲を作ります。音楽家が演奏します。レコード会社などがCDを作ります。CDを買って音楽を聴きます。音楽家や作曲家は、CDを作った人だけでなく、音楽家やレコード会社などにも認められます。これが、音楽の仕組みです。音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。

みんながCDを買って、音楽を聴いて、音楽をコピーしてしまおうと、どうなるのでしょうか?

著作権法に違反するのと同じくらい、音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。音楽家や作曲家は、CDを作ったり、音楽を演奏したりする人もいます。

例えばこんなときにも、ルールに沿っているかどうかを必ず確かめよう。

- ・ 楽譜をコピーするとき
- ・ インターネット上で音楽を利用するとき

※著作権法第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8、第17条の9、第17条の10、第17条の11、第17条の12、第17条の13、第17条の14、第17条の15、第17条の16、第17条の17、第17条の18、第17条の19、第17条の20、第17条の21、第17条の22、第17条の23、第17条の24、第17条の25、第17条の26、第17条の27、第17条の28、第17条の29、第17条の30、第17条の31、第17条の32、第17条の33、第17条の34、第17条の35、第17条の36、第17条の37、第17条の38、第17条の39、第17条の40、第17条の41、第17条の42、第17条の43、第17条の44、第17条の45、第17条の46、第17条の47、第17条の48、第17条の49、第17条の50、第17条の51、第17条の52、第17条の53、第17条の54、第17条の55、第17条の56、第17条の57、第17条の58、第17条の59、第17条の60、第17条の61、第17条の62、第17条の63、第17条の64、第17条の65、第17条の66、第17条の67、第17条の68、第17条の69、第17条の70、第17条の71、第17条の72、第17条の73、第17条の74、第17条の75、第17条の76、第17条の77、第17条の78、第17条の79、第17条の80、第17条の81、第17条の82、第17条の83、第17条の84、第17条の85、第17条の86、第17条の87、第17条の88、第17条の89、第17条の90、第17条の91、第17条の92、第17条の93、第17条の94、第17条の95、第17条の96、第17条の97、第17条の98、第17条の99、第17条の100

私たちの暮らしと音楽

～音楽著作権とインターネットについて～

人間によって考え出された知的な創作物を保護する権利を知的財産と呼びます。知的財産には音楽、小説、絵画などの著作物(作品)を保護する著作権の他、発明を保護する特許権などがあります。著作権で保護される内容には、無断でコピーされない権利やインターネット上で無断で複製して公衆に伝達されない権利などが含まれます。その期間は著作物が創作された時に始まり、原則として著作権者の死後から50年がたつまで続きます(※)。保護される期間が過ぎた著作物は、誰でも自由に利用することができます。

※ 著作権法第17条の13、第17条の14、第17条の15、第17条の16、第17条の17、第17条の18、第17条の19、第17条の20、第17条の21、第17条の22、第17条の23、第17条の24、第17条の25、第17条の26、第17条の27、第17条の28、第17条の29、第17条の30、第17条の31、第17条の32、第17条の33、第17条の34、第17条の35、第17条の36、第17条の37、第17条の38、第17条の39、第17条の40、第17条の41、第17条の42、第17条の43、第17条の44、第17条の45、第17条の46、第17条の47、第17条の48、第17条の49、第17条の50、第17条の51、第17条の52、第17条の53、第17条の54、第17条の55、第17条の56、第17条の57、第17条の58、第17条の59、第17条の60、第17条の61、第17条の62、第17条の63、第17条の64、第17条の65、第17条の66、第17条の67、第17条の68、第17条の69、第17条の70、第17条の71、第17条の72、第17条の73、第17条の74、第17条の75、第17条の76、第17条の77、第17条の78、第17条の79、第17条の80、第17条の81、第17条の82、第17条の83、第17条の84、第17条の85、第17条の86、第17条の87、第17条の88、第17条の89、第17条の90、第17条の91、第17条の92、第17条の93、第17条の94、第17条の95、第17条の96、第17条の97、第17条の98、第17条の99、第17条の100

作品を作れば、子どもでも大人でも、プロでもアマチュアでも、それらに関係なく著作権は発生するんです。私が作った作品にも、もちろん著作権があるのよ。

では、次のケースを考えてみましょう。

Q. 「著作権で保護される期間が過ぎた曲だけを集めて、インターネットのウェブページにMP3で音楽配信をしたいと思っています。何か問題はありますか?」

A. 保護期間が過ぎた曲に限らず、著作権を管理する著作権者や音楽出版社、著作権者に許可を得ることなく勝手に使用料を支払い、勝手に複製してインターネットで音楽配信をしようとするのは、著作権法に違反することになります。著作権法に違反すると、著作権者に損害賠償を請求される可能性があります。また、著作権法に違反すると、著作権者に損害賠償を請求される可能性があります。また、著作権法に違反すると、著作権者に損害賠償を請求される可能性があります。

例えば...

A.1 音楽を自作して配信する場合...

著作権法では「保護期間が過ぎた著作物に対しても、もし著作権者が生きているとしたら著作権者人格権の侵害になる行為をしてはならない」と定められています。これは「自由利用ができる」とは違って、音楽を作成する際に曲を大幅に変更したり、作曲者の名前を変えて配信するようなことは許されません。

A.2 CDなどの録音物を配信する場合...

利用する自に対する保護期間が過ぎても、CDや音楽に対する保護期間(※)が有効な場合は、CD製作者や音楽家から利用についての許可をもらう必要があります。

A.3 他人の楽曲による音楽の場合...

現在保護している作曲家がバッハ作曲「小フーガト短調」を複製して自由に演奏してはなりません。この場合、オリジナルの「小フーガト短調」に対する保護期間は過ぎています。複製する場合は、著作権者に許可をもらう必要があります。また、複製する場合は、著作権者に許可をもらう必要があります。また、複製する場合は、著作権者に許可をもらう必要があります。

なぜ著作権は法律で保護されるの?

世の中にはたくさんの音楽があります。みなさんにも好きな曲があり、好きなアーティストがいるでしょう。アーティストが自分の技術や才能を結集させて音楽をつくり、世の中に発表するまでに多くの時間と労力が必要です。そして、その楽曲がCDやDVDとして発売されたり、コンサートで演奏されたりするには、さらに多くの人が協力する必要があります。これらの人たちの仕事や創意が成り立ち続けるためには、世に対する保護が必要なのです。そのためにもみなさんと法律で保護をし、楽曲が他人に使用された際には著作権使用料が適切に支払われ、アーティストなど著作権者に届けられるシステムがなくてはなりません。

みなさんがCDを買ったり、携帯電話の公式サイトで音楽をダウンロードしたりする場合、その購入金額には著作権使用料が含まれています。でも、それを無断でコピーして他人にあげてしまったら、その分の著作権使用料は著作権者に届かなくなってしまいます。ですから、無断でCDをコピーしたり、インターネットで楽曲を配信したりしてはいけないのです。

学習指導要領での扱い

(現行) 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

↓2021年度～

2(1)カ

自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を

尊重する態度の形成を図るとともに、

必要に応じて、音楽に関する知的財産権について

触れるようにすること。

また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を

支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

増量!!!

中学3年音楽科での 知的財産権（著作権）授業実践

題材の目標

- ・ 音楽のよさを味わいながら、音楽の知的財産権のしくみを理解する。
- ・ 資料の活用や意見交換を通して、知的財産権について当事者として考える。

授業内容

- ① 著作権に関する講義
- ② 図書館を活用した調べ学習
- ③ グループ活動
- ④ レポート作成

授業内容①著作権に関する講義

- ・「AKB48は、いくらもらえるのか」
CDの印税や著作権使用料を知る。
1枚のCDに関わる職業や人を知る。

著作権〇×クイズ

『知的財産権・著作権』という言葉を知る。



授業内容①著作権に関する講義

- ・ 国際収支で知的財産権等使用料は黒字
平28年度 2.1兆円（参考 観光1.8兆円）
⇒日本の大事な国力
- ・ 子どもの調査（PISA=OECD加盟国の調査）
「クリエイティビティが高い国は…日本」
日本の子どもたちの回答「クリエイティビティは…ない」
⇒世界のイメージと日本の自覚に差
- ・ 1位アメリカ 2位日本 3位スイス（主に車・キャラクター・ロボット）
⇒日本の強みに気づかせる

授業内容②図書館を活用した調べ学習

本のべ49冊
冊子 2種類
新聞記事 10種類
タブレット 5名に1台



本

『小中学生のための初めて学ぶ著作権』 岡本 薫

『18歳の著作権入門』 福井建策

『正しいコピーのすすめ』 宮武久佳

『なんでコンテンツにカネを払うのさ？』 岡本斗司夫 福井建策

『すべてのJ-POPはパクリである』 マキタスポーツ

『デジタル時代の知識創造』 長尾 真

『学校で知っておきたい著作権 1～3』 インターネットユーザー研究会

冊子

『生徒のための著作権教室：ひとつわかったらうれしい』

『はじめての著作権講座 著作権って何？』

授業内容③グループ活動

5人グループ（男女混合）



1人1分で発表



得た情報の共有



自分と他人の情報から考えた事

授業内容④レポート作成

- テーマ

知的財産権に関して、
現在と今後の問題は何か。
また、作り手になった場合、
どのような知識・意識が必要か。

生徒レポートより

- 法律の認識不足 22人
- 法律が守られていない現実 20人
- 判断が困難 8人
- 技術の進歩による作業の簡素化 5人

作り手への認識不足、処理しきれていない
若年化、世代や所属する社会による差
著作者の利益が減る、作品の価値が下がる
法律に対する理解が低い

知らず知らずのうちに違反しているケースも多いが、それは双方にとって不利益だ。自分でも気をつけたい。

好きなバンドの人が「良いと思ったものにはしっかりお金を落とすとして欲しい」と言っていた。作る側も真剣なのだから、ファンがそれを駄目にすることはあってはならない。

盗作疑惑をかけられた時、違法ダウンロードをしている一般人から強烈なバッシングを受けるのは理不尽。

監視をしなくてもよいように、人々の意識を変え監視の不要な国にする。

使う側の視点

「参考にすること」と「マネすること」の**区別をしっかりとつける**ことが大切だと思う。

私はよく**自分で絵を描き投稿している**ので、元のアニメの著作権を侵害していないか。また、**自分の著作物を守る**ために「無断使用はやめてください」と書こうと思った。

違法にアップロードされたおかげで売れた歌手や、皆が歌詞をSNSに書き込んだから売れた曲もあるから**規制を厳しくするのが難しい**。

利益のためではなく、**科学の健全な発展を守る**ためだ。

創る側の視点

成果

基礎的な知識を与えた。

関連する本やサイトの周知ができた。

生徒自身の行動を顧みるきっかけづくりができた。

世の中の問題点に目を向けさせた。

今後の課題

他教科との連携

教員の知識不足

学習指導要領

技術革新

知的財産権

若年化への対応

YouTube【メリットだらけ】 教員のための学校図書室活用のススメ

- ①学校の図書室 = 教材探しの場所・知識の集積地
本・新聞記事・雑誌・冊子。そして、知識が集まる場所
- ②図書室を活用すれば教科横断が可能になる
国語科の引用、社会科の権利など他教科との関わり
- ③図書室に行けば生徒を知ることができる
流行、何を見ているか、どう見ているか



参考文献

文部科学省（2008）『中学校学習指導要領 平成20年3月告示』東山書房.

新実徳英ほか18名（2016）『中学音楽 音楽のおくりもの2・3下』教育出版.

小原光一ほか14名（2016）『中学生の音楽2・3下』教育芸術社.

文部科学省（2017）『新学習指導要領』, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm（最終アクセス2017年8月6日）.

OECD（2015）, <http://www.oecd.org/pisa/>（最終アクセス2017年8月6日）.

財務省『国際収支状況 II. サービス収支』.